

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照条文

目次

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（第一条関係）	1
○ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第二条関係）	2
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第二条関係）	3
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）（第二条関係）	4
○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第三条関係）	7
○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第四条関係）	8
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第五条関係）	10
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第六条関係）	11
○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）	14
○ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（第八条関係）	15
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）（第九条関係）	17
○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）（第十条関係）	22
○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第十条関係）	23
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第十一条関係）	24
○ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第十一条関係）	25
○ 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第十一条関係）	27
○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第十二条関係）	29
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（第十二条関係）	30
○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（第十二条関係）	31

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第十二条関係）	32
○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第十二条関係）	33
○ 執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）（第十二条関係）	34
○ 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）（第十二条関係）	35
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（第十二条関係）	36
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（第十二条関係）	37
○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（第十三条関係）	38
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第十三条関係）	39
○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（第十三条関係）	40
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第十四条関係）	41
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（第十五条関係）	43
○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）（第十六条関係）	44
○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）（第十七条関係）	45
○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（第十八条関係）	49
○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（第十九条関係）	51
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（第二十条関係）	55
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第二十一条関係）	57
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第二十二条関係）	58
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（第二十三条関係）	63
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第二十四条関係）	65

○	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（第二十五条関係）	66
○	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第二十五条関係）	67
○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第二十五条関係）	68
○	民事訴訟法（平成八年法律第九号）（第二十六条関係）	69
○	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（第二十七条関係）	73
○	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（第二十七条関係）	74
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（第二十八条関係）	75
○	消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第二十九条関係）	77
○	人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第三十条関係）	78
○	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（第三十一条関係）	80
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（第三十二条関係）	82
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（第三十三条関係）	83
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第三十四条関係）	85
○	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第三十五条関係）	86
○	法の適用に関する通則法（平成十八年法律第七十八号）（第三十六条関係）	87
○	信託法（平成十八年法律第八十号）（第三十七条関係）	89
○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（第三十八条関係）	91
○	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（第三十九条関係）	92
○	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（第四十条関係）	94
○	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）（第四十一条関係）	97

○ 實用新案法 (昭和三十四年法律第二百二十三号) (附則第六條關係)
○ 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) (附則第七條關係)

改正案	現行
<p>（未成年後見人登記）</p> <p>第六条 未成年後見人が未成年被後見人のために第四条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。</p> <p>2 未成年後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（匿名組合契約の終了事由）</p> <p>第五百四十一条 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 営業者の死亡又は営業者が特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。</p> <p>三 （略）</p>	<p>（後見人登記）</p> <p>第六条 後見人が被後見人のために第四条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。</p> <p>2 後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（匿名組合契約の終了事由）</p> <p>第五百四十一条 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>三 （同上）</p>

改正案	現行
<p>第二十二條 公証人ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 嘱託人又ハ其ノ代理人ノ法定代理人又ハ補助人タルトキ</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(通訳人等の選定等)</p> <p>第三十五條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、証人となることができない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、補助人、被用者又は同居人</p> <p>六 (略)</p>	<p>第二十二條 公証人ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 嘱託人又ハ其ノ代理人ノ法定代理人、<u>保佐人</u>又ハ補助人タルトキ</p> <p>三・四 (同上)</p> <p>(通訳人等の選定等)</p> <p>第三十五條 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 次に掲げる者は、証人となることができない。</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>五 嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、<u>保佐人</u>、補助人、被用者又は同居人</p> <p>六 (同上)</p>

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の除斥）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び補助人</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（委員の除斥）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、<u>保佐人</u>及び補助人</p> <p>三 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

(傍線部分は改正部分)

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号) (第二条関係)

改正案	現行
<p>(土地収用法の適用) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による土地収用法の適用については、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の五第一項、第十五条の八、第十五条の十一、第二十八条の三、第八十九条第一項及び第二項、百二条の二第二項から第四項まで並びに第四百三十三条中「都道府県知事」とあり、同法第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十七条の四第二項、第二百二条の二第一項、第一百八十八条第二項及び第三項、第二百二十八条並びに第四百三十三条中「市町村長」とあり、同法第十四条第一項及び第三項中「当該障害物の所在地を管轄する市町村長」とあり、同法第十四条第一項中「当該土地の所在地を管轄する都道府県知事」とあり、同法第十五条第二項中「市町村長又は都道府県知事」とあり、同法第十五条の二第一項及び第十五条の七第一項中「当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事」とあり、同法第</p>	<p>(土地収用法の適用) 第十四条 (同上)</p> <p>2 前項の規定による土地収用法の適用については、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の五第一項、第十五条の八、第十五条の十一、第二十八条の三、第八十九条第一項及び第二項、百二条の二第二項から第四項まで並びに第四百三十三条中「都道府県知事」とあり、同法第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十七条の四第二項、第二百二条の二第一項、第一百八十八条第二項及び第三項、第二百二十八条並びに第四百三十三条中「市町村長」とあり、同法第十四条第一項及び第三項中「当該障害物の所在地を管轄する市町村長」とあり、同法第十四条第一項中「当該土地の所在地を管轄する都道府県知事」とあり、同法第十五条第二項中「市町村長又は都道府県知事」とあり、同法第十五条の二第一項及び第十五条の七第一項中「当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事」とあり、同法第</p>

三十六条の二第二項中「収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長」とあり、同法第四十二条第一項、第四十七条の四第一項及び第百十八条第一項中「当該市町村長」とあり、同法第四十五条第一項中「申請に係る土地が所在する市町村の長」とあり、並びに同法第二百二十九条及び第百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第十一条第四項及び第十二条第二項中「公告」とあるのは「官報で公告」と、同法第十五条の二第二項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第十五条の三中「収用委員会」とあるのは「前条第二項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第十五条の八中「収用委員会」とあるのは「当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、「推薦する者について」とあるのは「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第三十六条第四項中「当該市町村の職員」とあるのは「防衛大臣が指名する者」と、同条第六項中「起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは「当該地方防衛局の職員、防衛省本省において内部部局の官房長及び局長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛省本省の官房及び局で土地等

三十六条の二第二項中「収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長」とあり、同法第四十二条第一項、第四十七条の四第一項及び第百十八条第一項中「当該市町村長」とあり、同法第四十五条第一項中「申請に係る土地が所在する市町村の長」とあり、並びに同法第二百二十九条及び第百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第十一条第四項及び第十二条第二項中「公告」とあるのは「官報で公告」と、同法第十五条の二第二項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第十五条の三中「収用委員会」とあるのは「前条第二項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第十五条の八中「収用委員会」とあるのは「当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、「推薦する者について」とあるのは「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第三十六条第四項中「当該市町村の職員」とあるのは「防衛大臣が指名する者」と、同条第六項中「起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは「当該地方防衛局の職員、防衛省本省において内部部局の官房長及び局長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛省本省の官房及び局で土地等

の使用若しくは収用に関する事務を所掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人若しくは補助人」と、同法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第百十八条第二項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第四十五条第二項中「二週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより二週間公告」と、同条第三項中「第四十二条第三項、第四項及び第六項」とあるのは「第四十二条第三項」と、同法第四十七条の四第二項中「第四十二条第二項から第六項まで及び」とあるのは「第四十二条第二項及び第三項並びに」とする。

3
(略)

の使用若しくは収用に関する事務を所掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人若しくは補助人」と、同法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第百十八条第二項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第四十五条第二項中「二週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより二週間公告」と、同条第三項中「第四十二条第三項、第四項及び第六項」とあるのは「第四十二条第三項」と、同法第四十七条の四第二項中「第四十二条第二項から第六項まで及び」とあるのは「第四十二条第二項及び第三項並びに」とする。

3
(同上)

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>② 時効期間満了前六月内ニ於テ前権利者生死若ハ所在不明ノ為又ハ未成年者若ハ特定補助人ヲ付スル処分ノ審判ヲ受ケタル者法定代理人ヲ有セサル為請求ヲ為スコト能ハサルトキハ請求ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月内ハ時効完成セス</p> <p>③（略）</p>	<p>第七条（同上）</p> <p>② 時効期間満了前六月内ニ於テ前権利者生死若ハ所在不明ノ為又ハ未成年者若ハ成年被後見人法定代理人ヲ有セサル為請求ヲ為スコト能ハサルトキハ請求ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月内ハ時効完成セス</p> <p>③（同上）</p>

改正案	現行
<p>（年少者の証明書） 第五十七条（略）</p> <p>② 使用者は、前条第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は未成年後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。</p> <p>（未成年者の労働契約） 第五十八条 親権者又は未成年後見人は、未成年者に代わつて労働契約を締結してはならない。</p> <p>② 親権者若しくは未成年後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かつてこれを解除することができる。</p> <p>第五十九条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は未成年後見人は、未成年者の賃金を代わつて受け取つてはならない。</p>	<p>（年少者の証明書） 第五十七条（同上）</p> <p>② 使用者は、前条第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。</p> <p>（未成年者の労働契約） 第五十八条 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。</p> <p>② 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かつてこれを解除することができる。</p> <p>第五十九条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。</p>

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてははその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者）である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。
（が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

② (略)

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてははその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

② (同上)

改正案	現行
<p>第三十三条の六の五 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の六に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手續に参加することができる。</p> <p>② （略）</p> <p>第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他未成年後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。</p>	<p>第三十三条の六の五 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手續に参加することができる。</p> <p>② （同上）</p> <p>第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第七節（略）</p> <p>第八節 親権及び未成年後見（第七十八条―第八十五条）</p> <p>第九節～第十六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三十一条 届出をすべき者が未成年者であるときは、親権を行う者又は未成年後見人を届出義務者とする。ただし、未成年者が届出をすることを妨げない。</p> <p>② 届出をすべき者が特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、特定補助人も届出をすることができる。</p> <p>③ 親権を行う者、未成年後見人又は特定補助人が届出をする場合には、届書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 届出人が親権を行う者、未成年後見人又は特定補助人である</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節～第七節（同上）</p> <p>第八節 親権及び未成年者の後見（第七十八条―第八十五条）</p> <p>第九節～第十六節（同上）</p> <p>第五章～第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第三十一条 届出をすべき者が未成年者又は成年被後見人であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。ただし、未成年者又は成年被後見人が届出をすることを妨げない。</p> <p>（新設）</p> <p>② 親権を行う者又は後見人が届出をする場合には、届書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 届出人が親権を行う者又は後見人である旨</p>

第三十二条 未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者がその法定代理人の同意を得ないですることができる行為については、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者が、これを届け出なければならない。

第六十四条 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言書等（民法第千四条第一項に規定する遺言書等をいう。以下この条及び第八十一条第二項において同じ。）の謄本又は遺言書等の内容を記載した書面を添付して、第六十条又は第六十一条の規定に従つて、その届出をしなければならない。

第八節 親権及び未成年後見

第八十一条 未成年後見の開始の届出は、民法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

② 届書には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言書等の謄本又は遺言書等の内容を記載した書面を添付し

第三十二条 未成年者又は成年被後見人がその法定代理人の同意を得ないですることができる行為については、未成年者又は成年被後見人が、これを届け出なければならない。

第六十四条 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十条又は第六十一条の規定に従つて、その届出をしなければならない。

第八節 親権及び未成年者の後見

第八十一条 民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見（以下「未成年者の後見」という。）の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

② 届書には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければならない。

なければならぬ。

一 未成年後見の開始の原因及び年月日

二 (略)

第八十四条 未成年後見の終了の届出は、未成年後見人が、十日以内に、これをしなければならぬ。その届書には、未成年後見の終了の原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十七条 (略)

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、未成年後見人、補助人、任意後見人、任意後見受任者及び補助開始の審判又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によつて本人の指定した者も、これを行うことができる。

一 後見開始の原因及び年月日

二 (同上)

第八十四条 未成年者の後見の終了の届出は、未成年後見人が、十日以内に、これをしなければならぬ。その届書には、未成年者の後見の終了の原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十七条 (同上)

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自己の未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。次号において同じ。）</p> <p>三 自己を未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人とする者</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人</p> <p>三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者</p> <p>②・③ (同上)</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者並びに未成年後見人及び特定補助人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2～6 (同上)</p> <p>7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。</p>
<p>(予防接種の勧奨)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。</p>	<p>(予防接種の勧奨)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。</p>
<p>(予防接種を受ける努力義務)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 前項の対象者が十六歳未満の者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、その保護者は、その者に定期の予</p>	<p>(予防接種を受ける努力義務)</p> <p>第九条 (同上)</p> <p>2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係</p>

防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

るもの又は臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(傍線部分は改正部分)

○ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)(第九条関係)

(現行規定は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)による改正後の規定)

改正案	現行
<p>第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに關与したとき。ただし、受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>② 被告人又は被疑者の法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護士を選任することができる。</p>	<p>第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 (同上)</p> <p>七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに關与したとき。ただし、受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。</p> <p>第三十条 (同上)</p> <p>② 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護士を選任することができる。</p>

第四十二条 被告人の法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

② (略)

③ 補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。ただし、この法律に特別の定めのある場合は、この限りでない。

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十二条 (略)

② 勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

③ 前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消しがあつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判

第四十二条 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

② (同上)

③ 補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。但し、この法律に特別の定めのある場合は、この限りでない。

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十二条 (同上)

② 勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

③ 前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消しがあつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判

所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護士、法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定で、勾留を取り消さなければならない。

② (略)

第八十八条 勾留されている被告人又はその弁護士、法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

② (略)

第四百七十七条 何人も、次に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる。

一 (略)

二 自己の未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。次号において同じ）。

三 自己を未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人とする者

第三百四十二条の三 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者又はその弁護士、法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族若

所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

② (同上)

第八十八条 勾留されている被告人又はその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

② (同上)

第四百七十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 (同上)

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第三百四十二条の三 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者又はその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若

しくは兄弟姉妹は、前条の許可の請求をすることができる。

第三百四十五条の四 裁判所は、第三百四十五条の二の規定による決定の理由がなくなつたと認めるときは、検察官、当該決定を受けた者若しくはその弁護士、法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定で、当該決定を取り消さなければならない。

② (略)

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は補助人は、被告人のため上訴をすることができる。

第四百三十九条 再審の請求は、次に掲げる者がこれを行うことができる。

一 (略)

二 有罪の言渡しを受けた者

三 有罪の言渡しを受けた者の法定代理人及び補助人

四 有罪の言渡しを受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡しを受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない

しくは兄弟姉妹は、前条の許可の請求をすることができる。

第三百四十五条の四 裁判所は、第三百四十五条の二の規定による決定の理由がなくなつたと認めるときは、検察官、当該決定を受けた者若しくはその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定で、当該決定を取り消さなければならない。

② (同上)

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第四百三十九条 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

一 (同上)

二 有罪の言渡しを受けた者

三 有罪の言渡しを受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡しを受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡しを受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない

い。

第四百九十四条の八 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、補助人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

② (略)

第五百二条 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは補助人は、執行に関し検察官のした処分（次章の規定によるものを除く。）を不当とするときは、言渡しをした裁判所に異議の申立てをすることができる。

。

第四百九十四条の八 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

② (同上)

第五百二条 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人は、執行に関し検察官のした処分（次章の規定によるものを除く。）を不当とするときは、言渡しをした裁判所に異議の申立てをすることができる。

○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条 検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、<u>未成年後見監督人</u>、<u>補助人</u>又は<u>補助監督人</u>であるとき。</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>第七条 検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、<u>後見監督人</u>、<u>保佐人</u>、<u>保佐監督人</u>、<u>補助人</u>又は<u>補助監督人</u>であるとき。</p> <p>四〇八 (同上)</p>

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事件に関連する不適格事由） 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 被告人又は被害者の法定代理人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>四〇十 （略）</p>	<p>（事件に関連する不適格事由） 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>四〇十 （同上）</p>

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（付添人）</p> <p>第十条 少年並びにその保護者、補助人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（付添人）</p> <p>第十条 少年並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（身体の検査等） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（<u>弁護士</u>である付添人若しくは在院者若しくはその保護者、<u>補助人</u>、<u>配偶者</u>、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（<u>弁護士</u>又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4（略） （面会の立会い等） 第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は<u>在院者</u>若しくはその保護者、<u>補助人</u>、<u>配偶者</u>、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうと</p>	<p>（身体の検査等） 第八十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（<u>弁護士</u>である付添人若しくは在院者若しくはその保護者、<u>法定代理人</u>、<u>保佐人</u>、<u>配偶者</u>、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（<u>弁護士</u>又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4（同上） （面会の立会い等） 第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は<u>在院者</u>若しくはその保護者、<u>法定代理人</u>、<u>保佐人</u>、<u>配偶者</u>、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添</p>

する弁護士をいう。以下同じ。)又は弁護士等との面会を除く。
()に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画
させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果
を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそ
れがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画(次
項において「立会い等」という。)をさせないことができる。

2

(略)

人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。)又は弁護士等との
面会を除く。()に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、
若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序
を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障
を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音
及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないこと
ができる。

2

(同上)

改正案	現行
<p>（身体の検査等） 第七十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者（弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者、<u>補助人</u>、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4（略） （面会の立会い等）</p> <p>第八十一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者の面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者、<u>補助人</u>、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面</p>	<p>（身体の検査等） 第七十四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者（弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者、<u>法定代理人</u>、<u>保佐人</u>、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4（同上） （面会の立会い等）</p> <p>第八十一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者の面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者、<u>法定代理人</u>、<u>保佐人</u>、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁</p>

2

(略)

会を除く。)に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないことができる。

2

(同上)

護人等との面会を除く。)に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないことができる。

改正案	現行
<p>（公益委員の除斥）</p> <p>第二十七条の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するとき は、審査に係る職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 公益委員が事件の当事者の未成年後見人、未成年後見監督人 、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公益委員の除斥）</p> <p>第二十七条の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するとき は、審査に係る職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保 佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四・五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（第十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁定委員の除斥）</p> <p>第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 裁定委員が申請人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（裁定委員の除斥）</p> <p>第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 審査請求人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（略）</p>	<p>（管轄審査官）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（同上）</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（同上）</p>

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管轄審査官）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 審査請求人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（略）</p>	<p>（管轄審査官）</p> <p>第七条（同上）</p> <p>2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（同上）</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（同上）</p>

改正案	現行
<p>（担当審判官等の指定） 第九十四条（略）</p> <p>2 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 審査請求人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（略）</p>	<p>（担当審判官等の指定） 第九十四条（同上）</p> <p>2 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（同上）</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（同上）</p>

○ 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（除斥）</p> <p>第三条 執行官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 執行官が当事者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（除斥）</p> <p>第三条 執行官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 執行官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（裁定委員の除斥）</p> <p>第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 裁定委員が事件の当事者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（裁定委員の除斥）</p> <p>第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四・五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（聴聞の主宰）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第一号に規定する者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>六（略）</p>	<p>（聴聞の主宰）</p> <p>第十九条（同上）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>六（同上）</p>

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審理員）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 審査請求人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（審理員）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 五（同上）</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七（同上）</p> <p>3・4（同上）</p>

改正案	現行
<p>（身体障害者手帳）</p> <p>第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七條第一項第三号又は第二十七條の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。</p> <p>2510 (略)</p>	<p>（身体障害者手帳）</p> <p>第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七條第一項第三号又は第二十七條の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。</p> <p>2510 (同上)</p>

(傍線部分は改正部分)

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)(第十三条関係)

改正案	現行
<p>(保護者の責務)</p> <p>第四条 児童の保護者(親権を行う者又は未成年後見人をいう。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役割又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第四条 児童の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役割又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（第十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者をいう。 3～12（略）</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。 3～12（同上）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者、未成年後見人及び特定補助人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人</p> <p>四〇六（略）</p> <p>（診察の通知）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 未成年後見人、特定補助人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者は、前条第一項の診察に立ち会うことができる。</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治二十九年</p>	<p>（定義）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</p> <p>四〇六（同上）</p> <p>（診察の通知）</p> <p>第二十八条（同上）</p> <p>2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者は、前条第一項の診察に立ち会うことができる。</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治二十九年</p>

法律第八十九号) 第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(補助を行う者の推薦等)

第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する補助(以下この条において単に「補助」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、補助の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

2 都道府県は、市町村と協力して補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

法律第八十九号) 第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等を行う者の推薦等)

第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

改正案	現行
<p>（生活扶助の方法）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は未成年後見人若しくは特定補助人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項ただし書の措置をとることができる。</p> <p>（未成年後見人等の選任の請求）</p> <p>第八十一条 被保護者が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合において、親権者及び未成年後見人の職務を行う者並びに特定補助人の職務を行う者が不在ときは、保護の実施機関は、速やかに、未成年後見人又は補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。</p>	<p>（生活扶助の方法）</p> <p>第三十条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。</p> <p>（後見人選任の請求）</p> <p>第八十一条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者が不在ときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第十五条（隔離） （略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前条第一項第一号の規定により隔離されている者又はその保護者（親権を行う者並びに未成年後見人及び特定補助人をいう。以下同じ。）は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。</p> <p>6（略）</p>	<p>第十五条（隔離） （同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 前条第一項第一号の規定により隔離されている者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。</p> <p>6（同上）</p>

改正案	現行
<p>（未成年者等の手続をする能力）</p> <p>第七条 未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。</p> <p>（削る）</p> <p>2 法定代理人が手続をするには、未成年後見監督人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。第十六条第三項において同じ。）があるときは、その同意を得なければならない。</p> <p>3 法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（特定補助人を付する処分の審判を受けた者の法定代理人）</p> <p>第七条の二 特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者を代理して手続をすることができる。</p>	<p>（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）</p> <p>第七条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。</p> <p>2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。</p> <p>3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。</p> <p>4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>（新設）</p>

(手続をする能力がない場合の追認)

第十六条 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

2 (略)

(削る)

3| 未成年後見監督人又は補助監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、未成年後見監督人若しくは補助監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

(手続の補正)

第十七条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反しているとき。

二・三 (略)

4 (略)

(手続をする能力がない場合の追認)

第十六条 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

2 (同上)

3| 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

4| 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

(手続の補正)

第十七条 (同上)

2 (同上)

3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二・三 (同上)

4 (同上)

(方式に違反した場合の決定による却下)

第三百三十三条 (略)

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反しているとき。

二・三 (略)

3・4 (略)

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一・二 (略)

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四〇八 (略)

(書面の提出及び補正命令)

第三百八十四条の五 (略)

(方式に違反した場合の決定による却下)

第三百三十三条 (同上)

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二・三 (同上)

3・4 (同上)

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一・二 (同上)

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四〇八 (同上)

(書面の提出及び補正命令)

第三百八十四条の五 (同上)

<p>2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項の規定による手続が第七条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反しているとき。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 前項の規定による手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p> <p>三 五 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（知的障害者相談員）</p> <p>第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>（補助を行う者の推薦等）</p>	<p>（知的障害者相談員）</p> <p>第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。</p> <p>2 5 （同上）</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>（後見等を行う者の推薦等）</p>

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する補助（以下この条において単に「補助」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、補助の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 未成年者及び未成年後見人の登記（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第四節〜第十節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（商業登記簿）</p> <p>第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 未成年後見人登記簿</p> <p>四〜九（略）</p> <p>第三節 未成年者及び未成年後見人の登記</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節 未成年者及び後見人の登記（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第四節〜第十節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（商業登記簿）</p> <p>第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 後見人登記簿</p> <p>四〜九（同上）</p> <p>第三節 未成年者及び後見人の登記</p>

(未成年後見人登記の登記事項等)

第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 未成年後見人の氏名又は名称及び住所
- 二 未成年被後見人の氏名及び住所
- 三・四 (略)
- 五 数人の未成年後見人が共同してその権限を行使するときは、その旨

六 (略)

七 数人の未成年後見人が事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨及び各未成年後見人が分掌する事務の内容

2 第二十九条の規定は、未成年後見人の登記に準用する。

(申請人)

第四十一条 未成年後見人の登記は、未成年後見人の申請によつてする。

2 未成年被後見人が成年に達したことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。

(後見人登記の登記事項等)

第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別
- 二 被後見人の氏名及び住所
- 三・四 (同上)
- 五 数人の未成年後見人が共同してその権限を行使するとき、又は数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨

六 (同上)

七 数人の後見人が事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨及び各後見人が分掌する事務の内容

2 第二十九条の規定は、後見人の登記に準用する。

(申請人)

第四十一条 後見人の登記は、後見人の申請によつてする。

2 未成年被後見人が成年に達したことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請についても、同様

3 未成年後見人の退任による消滅の登記は、新未成年後見人も申請することができる。

(添付書面)

第四十二条 商法第六条第一項の規定による登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 未成年後見監督人がないときは、その旨を証する書面
- 二 未成年後見監督人があるときは、その同意を得たことを証する書面

三 未成年後見人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

2 未成年後見人が法人であるときは、第四十条第一項第一号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、前項第三号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

3 (略)

4 第三十八条の規定は、未成年後見人がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記について準用する。

5 前条第二項又は第三項の登記の申請書には、未成年被後見人が

とする。

3 後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。

(添付書面)

第四十二条 商法第六条第一項の規定による登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 後見監督人がないときは、その旨を証する書面
- 二 後見監督人があるときは、その同意を得たことを証する書面

三 後見人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

2 後見人が法人であるときは、第四十条第一項第一号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、前項第三号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

3 (同上)

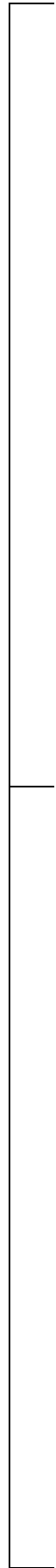
4 第三十八条の規定は、後見人がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記について準用する。

5 前条第二項又は第三項の登記の申請書には、未成年被後見人が

成年に達したこと又は未成年後見人が退任したことを証する書面を添付しなければならない。

成年に達したこと、成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたこと又は後見人が退任したことを証する書面を添付しなければならない。

改正案	現行
<p>（審判の請求）</p> <p>第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、<u>民法第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項若しくは第三項又は第十一條第一項に規定する審判の請求をすることができる。</u></p> <p>（補助に係る体制の整備等）</p> <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する補助（以下この条において単に「<u>補助</u>」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、補助の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>	<p>（審判の請求）</p> <p>第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、<u>民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</u></p> <p>（後見等に係る体制の整備等）</p> <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する<u>後見、保佐及び補助</u>（以下「<u>後見等</u>」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、<u>後見等の業務</u>を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して<u>後見等の業務</u>を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>



○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（略）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一～二十八の二（略）		
二十九 個人の商業登記	（一） 個人につきその本店の所在地においてする登記 イ・ロ（略） ハ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五条（未成年者登記）又は第六条第一項（未成年後見人登記）の規定による登記 ニ～ヘ（略） （二）（略）	（略） （略）	（略） （略）
	三十～百六十（略）		
別表第一（同上）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一～二十八の二（同上）		
二十九 個人の商業登記	（一） 個人につきその本店の所在地においてする登記 イ・ロ（同上） ハ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五条（未成年者登記）又は第六条第一項（後見人登記）の規定による登記 ニ～ヘ（同上） （二）（同上）	（同上） （同上）	（同上） （同上）
	三十～百六十（同上）		

(傍線部分は改正部分)

○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第二十二条関係）
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）による改正後の規定）

改正案		現行	
別表第一（略）			
項	上	欄	下
一〇二九 （略）	家事事件手続法別表第一の一の項に掲げる事項についての審判の申立て		三千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千九百円）
三〇	家事事件手続法別表第一の六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て		三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千九百円）
別表第一（同上）			
項	上	欄	下
一〇二九 （同上）	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て		三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千九百円）

三〇の二	家事事件手続法別表第一の四の項、七の項、九の項から十二の項まで、十五の項、十六の項、十八の項、百十一の項、百十二の項、百十六の項、百二十の項又は百二十一の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）
三〇の三	家事事件手続法別表第一の二十三の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千二百円
三一	家事事件手続法別表第一の二の項、五の項、六の項、八の項、十四の項、十七の項、五十六の項、五十七の項、五十八の項、七十一の項から七十六の項まで、百一の項、百十五の項、百二十七の項	二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
三一	家事事件手続法別表第一の一の項から八の項まで、十八の項、二十の項から二十四の項まで、二十六の項から二十八の項まで、三十二の項、三十三の項、三十七の項、三十九の項から四十三の項まで	二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）

三三二	
家事事件手続法別表第一の六十二の項、六十七の項、六十八の項、八十六の項、八十七の項、百二の項、百六の項、百二十二の項から百二十六の項まで又は百三十二の項に掲げる事項についての審	から百二十八の二の項まで、百二十九の項又は百三十一の項に掲げる事項についての審判の申立て
千八百円	

三三二	
家事事件手続法別表第一の十二の二の項、六十二の項、六十七の項、六十八の項、八十六の項、八十七の項、百二の項、百六の項、百二十二の項から百二十六の項まで又は百三十二の項に掲げる事	で、四十五の項から四十七の項まで、五十一の項、五十二の項、五十六の項から五十八の項まで、七十一の項から七十六の項まで、百一の項、百十一の項から百十四の項まで、百十六の項、百十七の項、百二十の項、百二十一の項、百二十七の項から百二十八の二の項まで、百二十九の項又は百三十一の項に掲げる事項についての審判の申立て
千八百円	

	三三三
判の申立て	<p>家事事件手続法別表第一の三の項、二十一の項、二十五の項、五十七の二の項、五十九の項、六十一の二の項、六十五の項、六十六の項、七十の項、七十九の項、八十二の項、八十四の項、八十五の項、八十八の項から九十五の項まで、九十七の項から百の項まで、百三の項、百四の項、百七の項、百九の項、百十の項、百十九の項、百三十の項又は百三十三の項に掲げる事項についての審判の申立て</p>
千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千円）	

	三三三
項についての審判の申立て	<p>家事事件手続法別表第一の十二の項、十四の項、十五の項、十九の項、二十五の項、三十四の項、三十八の項、四十四の項、五十三の項、五十九の項、六十一の二の項、六十五の項、六十六の項、七十の項、七十九の項、八十二の項、八十四の項、八十五の項、八十八の項から九十五の項まで、九十七の項から百の項まで、百三の項、百四の項、百七の項、百九の項、百十の項、百三十の項又は百三十三の項に掲げる事項についての審判の申立て</p>
千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千円）	

三五〇五二 (略)	三五〇五二 (略)	三四 家事事件手続法別表第一の二十の項、二十二の項、二十四の項、二十六の項、二十七の項、五十五の項、六十の項、六十一の項、六十九の項、七十七の項、八十の項、八十一の項、八十三の項、百五の項又は百十八の項に掲げる事項についての審判の申立て	九百円
	三五〇五二 (同上)	三五〇五二 (同上)	三四 家事事件手続法別表第一の九の項、十一の項、十三の項、十六の項、十六の二の項、三十の項、三十一の項、三十五の項、四十九の項、五十の項、五十四の項、五十五の項、六十の項、六十一の項、六十九の項、七十七の項、八十の項、八十一の項、八十三の項、百五の項又は百十九の項に掲げる事項についての審判の申立て

改正案	現行
<p>（補正命令）</p> <p>第六条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第十六条第三項の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七条第一項若しくは第二項の規定（第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。</p> <p>六 （略）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十九条 特許法第七条第一項及び第二項、第七条の二、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施</p>	<p>（補正命令）</p> <p>第六条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 第十六条第三項の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七条第一項から第三項までの規定（第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。</p> <p>六 （同上）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため</p>

2・3 (略)
するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

2・3 (同上)
、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特許法の準用等） 第四十一条（略）</p> <p>2 特許法第七条から第八条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十一条まで並びに第二十六条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（特許法の準用等） 第四十一条（同上）</p> <p>2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十一条まで並びに第二十六条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。</p> <p>3・4（同上）</p>

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（第二十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）</p> <p>第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合 その法定代理人</p>	<p>（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）</p> <p>第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人</p>

(傍線部分は改正部分)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(第二十五条関係)

改正案	現行
<p>(接近禁止命令等) 第十条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(接近禁止命令等) 第十条 (同上) 2～4 (同上)</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。</p> <p>6 (同上)</p>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（開示請求権） 第七十六条（略）</p> <p>2 未成年者若しくは特定補助人を付する処分の審判を受けた者の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>（開示請求権） 第七十六条（同上）</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号) (第二十六条関係)

(現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)による改正後の規定)

改正案	現行
<p>(裁判官の除斥)</p> <p>第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 裁判官が当事者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原則)</p> <p>第二十八条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟能力を欠く者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授権についても、同様とする。</p>	<p>(裁判官の除斥)</p> <p>第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(原則)</p> <p>第二十八条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授権についても、同様とする。</p>

(未成年者等の訴訟能力)

第三十一条 未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

(補助開始の審判を受けた者及び法定代理人の訴訟行為の特則)

第三十二条 補助開始の審判を受けた者（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は未成年後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の授權を要しない。

2 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならぬ。

一 三 (略)

(特別代理人)

第三十五条 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、民事訴訟に関する手

(未成年者及び成年被後見人の訴訟能力)

第三十一条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

(被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則)

第三十二条 被保佐人、被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一 三 (同上)

(特別代理人)

第三十五条 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、未成年者又は成年被後見人に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれが

続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

2| 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3| (略)

4| 特別代理人が訴訟行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授権がなければならない。

(必要的共同訴訟)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である補助開始の審判を受けた者又は他の共同訴訟人の未成年後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(訴訟能力を欠く者等に対する送達)

第九十九条 訴訟能力を欠く者に対する送達は、その法定代理人にする。

2・3 (略)

(訴訟手続の中断及び受継)

第二百二十四条 (略)

あることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。

(新設)

2| (同上)

3| 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授権がなければならぬ。

(必要的共同訴訟)

第四十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(訴訟無能力者等に対する送達)

第九十九条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2・3 (同上)

(訴訟手続の中断及び受継)

第二百二十四条 (同上)

254 (略)

5 第一項第三号の法定代理人が補助人(民法第十条第一項の規定により特定補助人として付され、又は同法第八百七十六条の二第五項の規定により特定補助人と定められた者を除く。第一号において同じ。)である場合にあっては、第一項第三号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

- 一 補助開始の審判を受けた者が訴訟行為をすることについて補助人の同意を得ることを要しないとき。
- 二 補助開始の審判を受けた者が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(証言拒絶権)

第九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 (略)
- 二 未成年後見人と未成年被後見人の関係にあること。
- 三 特定補助人と特定補助人を付する処分の審判を受けた者の関係にあること。

254 (同上)

5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあっては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

- 一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。
- 二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(証言拒絶権)

第九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 (同上)
- 二 後見人と被後見人の関係にあること。
(新設)

(傍線部分は改正部分)

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)(第二十七条関係)

改正案	現行
<p>(非任意脱退)</p> <p>第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によつて脱退する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(非任意脱退)</p> <p>第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によつて脱退する。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>四 (同上)</p>

(傍線部分は改正部分)

○ 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号) (第二十七条関係)

改正案	現行
<p>(法定脱退)</p> <p>第二十六条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(法定脱退)</p> <p>第二十六条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>四 (同上)</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第二十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者並びに未成年後見人及び特定補助人）をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>四 一八（略）</p> <p>（受診義務） 第五十三条の三（略）</p> <p>2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又</p>	<p>（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査） 第十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人）をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。</p> <p>一 一十二（同上）</p> <p>四 一八（同上）</p> <p>（受診義務） 第五十三条の三（同上）</p> <p>2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又</p>

は特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

改正案	現行
<p>（事業者に対し補助開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）</p> <p>第八条の三 事業者に対し、消費者が補助開始の審判又は特定補助人を付する処分の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。</p>	<p>（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）</p> <p>第八条の三 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。</p>

改正案	現行
<p>（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）<u>第三条の十三各号</u>のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。</p> <p>（人事訴訟における訴訟能力等）</p> <p>第十三条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、<u>第九条並びに第十条第二項及び第三項並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）</u>及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第十四条 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が<u>特定補助人を付する処分の審判を受けた者</u>であるときは、その<u>特定補助</u></p>	<p>（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）</p> <p>第三条の四（同上）</p> <p>2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）<u>第三条の十二各号</u>のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。</p> <p>（人事訴訟における訴訟能力等）</p> <p>第十三条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、<u>第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）</u>及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2～4（同上）</p> <p>第十四条 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が<u>成年被後見人</u>であるときは、その<u>成年被後見人は、成年被後見人のために</u></p>

人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その特定補助人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、補助監督人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。

訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、成年後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。

(傍線部分は改正部分)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)(第三十一条関係)

改正案

現行

<p>(除斥)</p> <p>第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護士又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあ</p>	<p>(除斥)</p> <p>第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護士又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあ</p>
---	---

るのは「前審の審判」と、「第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

第二十三条の二 対象者の未成年後見人若しくは補助人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一・二 (略)
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人
- 四・五 (略)

2 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の方が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

- 一 未成年後見人又は補助人
- 二・四 (略)

るのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一・二 (同上)
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四・五 (同上)

2 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の方が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

- 一 後見人又は保佐人
- 二・四 (同上)

改正案	現行
<p>（受託者の変更による登記等）</p> <p>第百条 受託者の任務が死亡、特定補助人を付する処分の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第百二条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の変更による権利の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（受託者の変更による登記等）</p> <p>第百条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第百二条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の変更による権利の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>第三百三十一条の二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が取締役に就任するには、その特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に代わって就任の承諾をしなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。</p> <p>（法定退社）</p>	<p>第三百三十一条の二 成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合においては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。</p> <p>2 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合においては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。</p> <p>4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。</p> <p>（法定退社）</p>

第六百七条 社員は、前条、第六百九条第一項、第六百四十二条第二項及び第八百四十五条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

一 一六 (略)

七 特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。

八 (略)

2 (略)

第六百七条 社員は、前条、第六百九条第一項、第六百四十二条第二項及び第八百四十五条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

一 一六 (同上)

七 後見開始の審判を受けたこと。

八 (同上)

2 (同上)

(傍線部分は改正部分)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) (第三十四条関係)

改正案	現行
<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業</p> <p>六 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 四 (同上)</p> <p>五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業</p> <p>六 九 (同上)</p> <p>二 五 (同上)</p>

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第三十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十五条の二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が役員に就任するには、その特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法（明治二十九年法律第八十九号）第十一條第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に代わって就任の承諾をしなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした役員<small>の資格に</small>に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。</p>	<p>第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。</p> <p>2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）<small>（第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。</small>この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。</p> <p>4 成年被後見人又は被保佐人がした役員<small>の資格に基づく行為は、</small>行為能力の制限によっては取り消すことができない。</p>

改正案	現行
<p>（補助開始の審判）</p> <p>第五条 裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、補助開始の審判をすることができる。</p> <p>（未成年後見等）</p> <p>第三十五条 未成年後見又は補助（以下「未成年後見等」と総称する。）は、未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者の本国法による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国人が未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者である場合であつて、次に掲げるときは、未成年後見人又は補助人の選任の審判その他の未成年後見等に関する審判については、日本法による。</p> <p>一 当該外国人の本国法によればその者について未成年後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における未成年後見等の事務を行う者がいないとき。</p>	<p>（後見開始の審判等）</p> <p>第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。</p> <p>（後見等）</p> <p>第三十五条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）は、被後見人、被保佐人又は被補助人（次項において「被後見人等」と総称する。）の本国法による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法による。</p> <p>一 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がいないとき。</p>

二 日本において当該外国人について補助開始の審判があったとき。

二 日本において当該外国人について後見開始の審判等があったとき。

改正案	現行
<p>（受託者の任務の終了事由）</p> <p>第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者である個人が特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。</p> <p>三 七 （略）</p> <p>二 七 （略）</p> <p>（前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等）</p> <p>第六十条 第五十六条第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の相続人（法定代理人が現に存する場合にあつては、その法定代理人）又は特定補助人（以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。）がその事実を知っているときは、前受託者の相続人等は、知れている受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし</p>	<p>（受託者の任務の終了事由）</p> <p>第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。</p> <p>三 七 （同上）</p> <p>二 七 （同上）</p> <p>（前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等）</p> <p>第六十条 第五十六条第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の相続人（法定代理人が現に存する場合にあつては、その法定代理人）又は成年後見人若しくは保佐人（以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。）がその事実を知っているときは、前受託者の相続人等は、知れている受益者に対し、これを通知しなければな</p>

、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
2
7
(略)

らない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
2
7
(同上)

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第三十八条関係）

改正案	現行
<p>(報告義務) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に<u>関し</u>成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）である場合には、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>4 第一項の規定により報告を求められた個人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合には、その特定補助人は、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しつつ、当該報告に<u>関し</u>必要な支援を行うよう努めなければならない。この場合において、当該特定補助人は、必要があると認めるときは、本人に代わって当該報告を行うことができる。</p>	<p>(報告義務) 第十三条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に<u>関し</u>成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）<u>又は</u>成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（裁判官の除斥）</p> <p>第十一条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 補助開始の審判を受けた者（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。）又は未成年後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の授權を要しない</p>	<p>（裁判官の除斥）</p> <p>第十一条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第十六条 （同上）</p> <p>2 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を</p>

。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

3 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人
人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がなければなら
ない。

一・二 (略)

(特別代理人)

第十七条 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判
を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代
理権を行うことができない場合において、非訟事件の手続が遅滞
することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の
申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2・3 (略)

4 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助
人と同一の授權がなければならない。

5 (略)

要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様と
する。

3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げ
る手続行為をするには、特別の授權がなければならない。

一・二 (同上)

(特別代理人)

第十七条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代
理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場
合において、非訟事件の手続が遅滞することにより損害が生ずる
おそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特
別代理人を選任することができる。

2・3 (同上)

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなけ
ればならない。

5 (同上)

○ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（第四十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁判官の除斥）</p> <p>第三十八条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 裁判官が当事者又は子の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2 未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。補助開始の審判を受けた者について、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。</p>	<p>（裁判官の除斥）</p> <p>第三十八条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四〇六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第四十三条 （同上）</p> <p>2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。</p>

3 未成年後見人又は特定補助人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手続行為をするには、未成年後見監督人又は補助監督人の同意を要しない。

4 未成年後見人又は特定補助人が次に掲げる手続行為をするには、未成年後見監督人又は補助監督人の同意がなければならない。
一 三 (略)

(未成年者等の法定代理人)

第四十四条 親権を行う者若しくは未成年後見人又は特定補助人は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者を代理して手続行為をすることができる。

(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができないうちにおいて、子の返還申立事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2・3 (略)

4 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授権がなければならない。

3 後見人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手続行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手続行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。
一 三 (同上)

(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)

第四十四条 親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。

(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができないうちにおいて、子の返還申立事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2・3 (同上)

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

<p style="text-align: right;">5 (略)</p> <p>(裁判長による手続代理人の選任等)</p> <p>第五十一条 未成年者及び補助開始の審判を受けた者(以下この条において「未成年者等」という。)が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: right;">5 (同上)</p> <p>(裁判長による手続代理人の選任等)</p> <p>第五十一条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という。)が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「<u>補助人等</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 この法律において「<u>補助開始の審判を受けた者等</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七條第一項の規定による<u>補助開始の審判を受けた者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第五條第一項の規定により任意後見開始の審判がされた後における任意後見契約の委任者</p> <p>3 この法律において「<u>成年後見等実施機関</u>」とは、自ら<u>補助人等</u>となり、又は<u>補助人等</u>若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う<u>団体</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「<u>成年後見人等</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 <u>成年後見人及び成年後見監督人</u></p> <p>二 <u>保佐人及び保佐監督人</u></p> <p>三・四 (同上)</p> <p>2 この法律において「<u>成年被後見人等</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 <u>成年被後見人</u></p> <p>二 <u>被保佐人</u></p> <p>三 <u>被補助人</u></p> <p>四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者</p> <p>3 この法律において「<u>成年後見等実施機関</u>」とは、自ら<u>成年後見人等</u>となり、又は<u>成年後見人等</u>若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う<u>団体</u>をいう。</p>

4 (略)

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、補助開始の審判を受けた者等が、補助開始の審判を受けた者等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、補助開始の審判を受けた者等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、補助開始の審判を受けた者等の自発的意思が尊重されるべきこと及び補助開始の審判を受けた者等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から補助人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて補助人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 (略)

(関係者の努力)

第六条 補助人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公

4 (同上)

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年被後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年被後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 (同上)

(関係者の努力)

第六条 成年被後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地

共同体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに補助人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する補助人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。

方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

(削る)

一 補助開始の審判を受けた者等の人権が尊重され、補助開始の審判を受けた者等であることを理由に不当に差別されないよう、補助開始の審判を受けた者等の権利に係る制限が設けられていない制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

二 補助開始の審判を受けた者等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、補助人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

三 補助開始の審判を受けた者等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、補助人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年被後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

四・五 (略)

六 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

七 地域において補助人等となる人材を確保するため、補助人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、補助人等に対する報酬の支払の助成その他の補助人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。

八 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、補助人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

九 補助人等の事務の監督並びに補助人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに補助人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な

五・六 (同上)

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の

連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定
その他の必要な措置を講ずること。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため
、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、補助人等となる人
材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする
。

附 則

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受
けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療
、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については
、第十一条第二号の規定による検討との整合性に十分に留意しつ
つ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜら
れるものとする。

緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針
の策定その他の必要な措置を講ずること。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため
、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等とな
る人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものと
する。

附 則

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受
けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療
、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については
、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつ
つ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜら
れるものとする。

改正案	現行
<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反しているとき。</p> <p>二 四（略）</p> <p>5（略）</p> <p>（書面の提出及び補正命令等）</p> <p>第四十八条の五（略）</p> <p>2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項の規定による手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反しているとき。</p>	<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p> <p>二 四（同上）</p> <p>5（同上）</p> <p>（書面の提出及び補正命令等）</p> <p>第四十八条の五（同上）</p> <p>2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 前項の規定による手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p>

3 三
・ 〽
4 六
(略) (略)

3 三
・ 〽
4 六
(同上) (同上)

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（債務者が死亡した場合の強制執行の続行） 第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 民事訴訟法第三十五条第三項及び第四項の規定は、前項の特別代理人について準用する。</p>	<p>（債務者が死亡した場合の強制執行の続行） 第四十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。</p>